

2020年11月4日

わしょクック株式会社 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー5階
内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援かながわ
TEL045-349-9729/FAX045-349-9267
理事長 武井 共夫



ご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社より2020年6月12日付け回答書を拝受いたしました。当法人の要請の趣旨をご理解いただき、当法人の再度の申し入れに対応した改訂をご検討いただいておりますことに御礼申し上げます。

もっとも、以下の事項につきましては再度改訂をご検討いただきたく、改めて申し入れをさせていただきますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

敬具

第1 受講規約7条

1 【申し入れの趣旨・理由】

- (1) 改定後の本規約によれば、講座開校日以降の解除が認められるものの、消費者は「ビジネスレッスン」に関する受講料の返還を一切受けることができなくなることから、本規約は、民法その他の法令による場合に比して消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法9条1号及び10条により無効です。
- (2) 貴社は、2020年6月12日付け回答書において、「ビジネスレッスン」では、開催日以降の契約の解除により発生しない費用が生じるもの、それを返金するとなれば「無料体験レッスン」と「ワンデイレッスン」の赤字分のカバーができなくなると回答されております。
- しかし、「ビジネスレッスン」の解除により発生しない費用は、講座開講日の前後を問わず、「ビジネスレッスン」の契約当事者である消費者に返還すべき費用であり、この費用を別レッスンの赤字補填に利用することは不当です。
- また、消費者契約法上、解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項については、消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額の範囲内でのみ許容されております。貴社が主張される「無料体験レッスン」「ワンデイレッスン」の赤字分に関しましては、「ビジネスレッスン」の解除の有無に関わらず生じ得るものであることから、「ビジネスレッスン」の解除と赤字分との間の因果関係が認められず、平均的な損害の算定においては考慮すべき損害ということはできません。
- (3) したがって、本規約は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する規定であることから、「ビジネスレッスン」の解除に関しては、解除の時期、未履行の講座残回数、解除により発生しない費用等を考慮のうえ、講座開講日の前後を問わず、清算条項を規定することなどにより本規約及び6条を修正して頂きますようお願いいたします。

2 なお、事業者においては、損害賠償の額の予定又は違約金を定めるに際しては、合理的な根拠をもって「平均的な損害の額」を算定しておくことが期待されていることを付言いたします（消費者庁消費者制度課編『逐条解説 消費者契約法』109頁(商事法務、第4版、2019年9月5日))。

第2 貴社からの問い合わせについて

1 消費者契約法上の「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいうと定義されています（消費者契約法2条1項）。

したがって、個人と事業者の契約であっても、個人が「事業として」又は「事業のため」に契約の当事者となった場合には、消費者契約法上の「消費者」には該当しません。

2 消費者庁の見解によれば、一般論としては、個人が将来その資格をもって独立開業する意図をもって自分で受講の申込みをした場合、個人は未だ事業を行っていない段階のため「事業のため」の契約とはならないと考えられおり、このような個人は、「消費者」に該当するとされています（消費者庁消費者制度課編『逐条解説 消費者契約法』109頁（商事法務、第4版、2019年9月5日））。

3 もっとも、消費者契約法は、裁判規範となる民事上のルールであるため、「消費者」に該当するか否かの最終的な判断は、裁判官があらゆる客観的事実を勘案して司法の場において判断することになるため、当団体から確定的な回答を申し上げることは出来かねますことをご了承下さい。

以上のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

以上